四、西日本新聞エリアセンター子飼・清水こと三重野喬に対する件

平成一〇年（排）第四号

排除命令

熊本市黒髪四丁目一二番二五号
西日本新聞エリアセンター子飼・清水こと
三重野喬

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　西日本新聞エリアセンター子飼・清水こと三重野喬は、同人が、平成七年八月から平成九年一二月までの間に、熊本市の梶尾町、鶴羽田町、飛田町、清水町大字新地、同大字亀井、八景水谷一丁目から三丁目まで、清水万石一丁目から五丁目まで、室園町、黒髪二丁目から六丁目まで、子飼本町、渡鹿五丁目から八丁目まで、大江一丁目、同二丁目、新大江一丁目及び同二丁目の地域並びに熊本県菊池郡西合志町須屋の地域において、西日本新聞を購読する者に対して、景品類としてビデオテープレコーダー付きテレビ、掃除機、炊飯ジャー、自転車、食器乾燥機、コーヒーメーカー、ホットプレート等の物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行ったことが、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三九年公

正取引委員会告示第一五号）第一項の規定に違反したものである旨及び今後このような行為を再び行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、今後、新聞を購読する者に対して、景品類（「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものを除く。）を提供してはならない。

三　同人は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　西日本新聞エリアセンター子飼・清水こと三重野番（以下「エリアセンター子飼・清水」という。）は、肩書地に営業所を置き、日刊新聞の販売業を営む事業者であって、熊本市の梶尾町、鶴羽田町、飛田町、清水町大字新地、同大字亀井、八景水谷一丁目から三丁目まで、清水万石一丁目から五丁目まで、室園町、黒髪二丁目から六丁目まで、子飼本町、渡鹿五丁目から八丁目まで、大江一丁目、同二丁目、新大江一丁目及び同二丁目の地域並びに熊本県菊池郡西合志町須屋の地域（以下「熊本市子飼・清水周辺地域」という。）において、西日本新聞を販売している。

二　エリアセンター子飼・清水は、平成七年八月から平成九年一二月までの間に、熊本市子飼・清水周辺地域において、いわゆる新聞の拡張員（新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）をして家庭を訪問させ、例えば、四八か月間西日本新聞を購読する者に対してビデオテープレコーダー付きテレビを提供するなど、同新聞を購読する者に対して、景品類としてビデオテープレコーダー付きテレビ、掃除機、炊飯ジャー、自転車、食器乾燥機、コーヒーメーカー、ホットプレート等の物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が新聞を購読する者に対して提供することのできる景品類は、「新聞業における景品類の提供に関

する事項の制限」第一項各号に掲げるものに限定されているところ、前記二の景品類の提供は、いずれもこの限度内のものとは認められないものである。

法令の適用

前記事実によれば、エリアセンター子飼・清水の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成一〇年一月三〇日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　植松敏

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美